

平成31年度版

夏季

刈谷市役所インターンシップ募集案内



★刈谷市役所には市役所の仕事を体験できるインターンシップ制度があります！

以下の全てに当てはまる方がインターンシップに参加できます。

- 原則として、4年制大学の3年次または大学院に在籍している方
- 高等専門学校等に在籍している方（土木・建築課程専攻の方に限る）
- 刈谷市政に関心があり、刈谷市における実習を真剣に行う意思のある方
- 刈谷市が定めるインターンシップに関する服務規律を遵守することができる方

【実施場所】：刈谷市役所および刈谷市の各施設で行います。

【実習期間】：令和元年8月1日（木）～9月20日（金）のうち1～5日間で実施します。

【実習時間】：原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分ですが、土日や夜間のイベント等に参加していただく場合もあります。

※ 詳細は別紙「実習メニュー一覧表」をご確認ください。

【報酬等】：報酬、手当等は支給しません。

【実習内容】：別紙「実習メニュー一覧表」をご覧ください。

【申込方法】：令和元年6月3日（月）～6月21日（金）の期間中に刈谷市役所人事課へ
申込書を持参してください。

※ 申込書の記載事項を確認するため、原則持参としますが、遠方に住んでいる等の理由で持参できない場合は、郵送でも受け付けます。

【その他】：実習が決定した方を対象に、令和元年7月15日（月・祝）午後4時から実習前のオリエンテーションを実施しますので、日程を空けておいてください。

※提出された申込書はインターンシップの実施の有無にかかわらず返却いたしません。

※実習を行うには、傷害保険および賠償責任保険に加入していただく必要があります。インターンシップの実施が決定した後に、傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを添付していただきます。

※インターンシップの実施が決定しましたら、誓約書を提出していただきます。



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です

お問合せ先

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1-1
刈谷市役所総務部人事課人事給与係（清水）
電話 0566-62-1002